

売市第三だより

令和7年3月発行

八戸市
都市整備部 都市政策課
電話 0178-43-9128

三八城公園下都市計画・
防災道路整備促進地区
まちづくり協議会協賛

代替整備に向けた説明会とアンケート調査を実施しました

市は、売市第三地区の地権者など関係者へ対して、令和6年1月から2月にかけて実施しました「都市計画道路及び下水道整備について」の説明会に引き続き、以下のとおり説明会を実施しました。

- ・令和6年7月 生活道路整備について
- ・令和7年1月 地区整備計画図（案）及び都市計画変更について

令和6年7月には、アンケート調査も実施しましたので、以下のとおり報告します。

説明会の実施結果について

令和6年7月の説明会では生活道路整備に関して説明を行い、生活道路整備計画（案）をお示しました。令和7年1月の説明会では都市計画変更について説明を行い、また、令和6年7月に実施したアンケート調査等の意見を反映した地区整備計画図（案）をお示しました。

主な質疑応答

問. 生活道路整備事業、都市計画道路整備事業にはいつ着手するのか。

答. 生活道路整備事業については令和8年度からの事業着手を目指している。都市計画道路整備事業についてはまだ見通しが立っていない部分もあるので、具体的な時期はお示しできないが令和9年度以降できるだけ早く着手したいと考えている。

問. 生活道路整備事業、都市計画道路整備事業の補償の考え方を教えて欲しい。

都市計画道路に係る用地は買収となり、家屋等の物件がある場合の移転は補償対象となる。生活道路に係る用地や物件については、既存の「八戸市狭あい道路拡幅整備要綱」をベースに売市第三地区で目指す整備事業に適合する新制度の検討を進めていきたい。

問. 私道を整備してもらうには、どのような手続きが必要となるのか。

答. 私道を市で整備するには、まず私道を寄附してもらう必要があり、寄附の手続きが済んだ場所から順次着手していくことになる。寄附をするには幅員や雨水の排水先など様々な条件があり、その中で地権者の同意も必要となるが、1つの土地を複数人で所有していたり、相続がされていなかったりすると、関係者も増えて手続きを進めるのが難しくなる。市でも地権者や相続人の調査などできる範囲で支援を行っていきたい。

アンケート調査結果について

令和6年7月に売市第三地区における生活道路整備についてアンケート調査を実施しました。生活道路整備計画（案）や各路線の整備については8割以上の賛同をいただきました（詳細は以下の通り）。

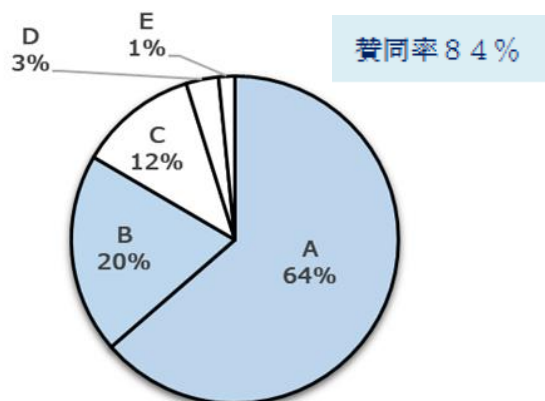
■対象者：954名

■回答者：190名

■回答率：約20%

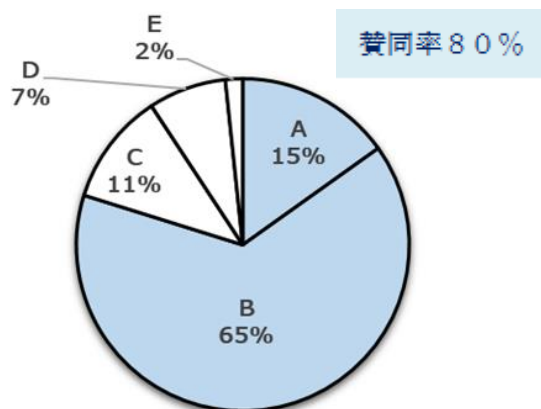
●整備計画（案）全体について

A：賛成	119票
B：どちらかと言えば賛成	37票
C：賛成とも反対とも言えない	22票
D：どちらかと言えば反対	6票
E：反対である	3票



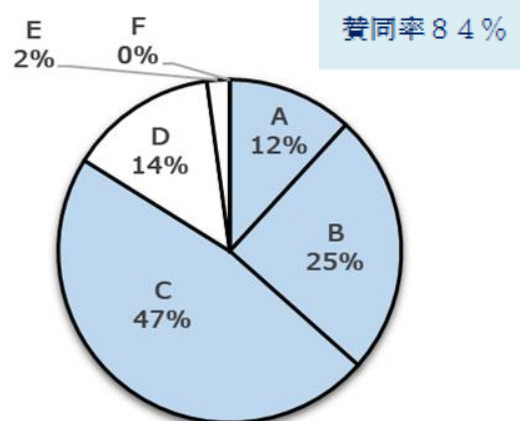
●狭あい道路の拡幅やすみ切りの整備について

A：賛成（セットバックによる自然な拡幅）	18票
B：賛成（市の整備事業による拡幅）	77票
C：賛成とも反対とも言えない	13票
D：どちらかと言えば反対	9票
E：反対である	2票



●私道の整備について

A：賛成（所有者自身による整備）	11票
B：賛成（所有者が寄附し、市で整備）	23票
C：賛成（市による寄附の支援と整備）	44票
D：賛成とも反対とも言えない	13票
E：どちらかと言えば反対	2票
E：反対である	0票



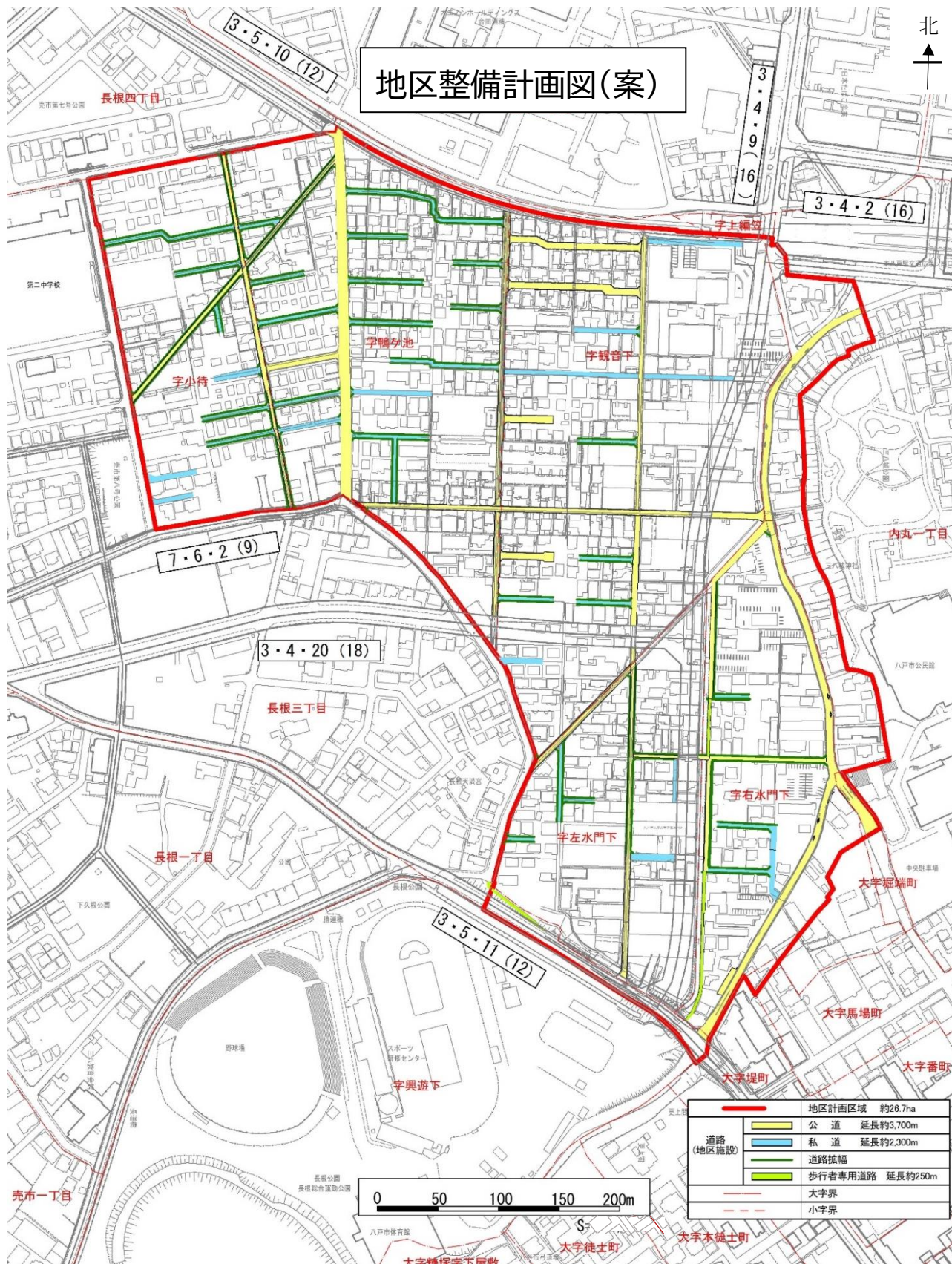
○個別意見について

個別の意見といたしましては「道路の拡幅部分は自分の敷地にどのくらいかかるのか」や「工作物の補償額はどのくらいなのか」といったそれぞれの敷地や宅地等の各論に関するものが多く見られました。

いただいたご意見は今後整備計画を策定していく中で参考にさせていただきます。

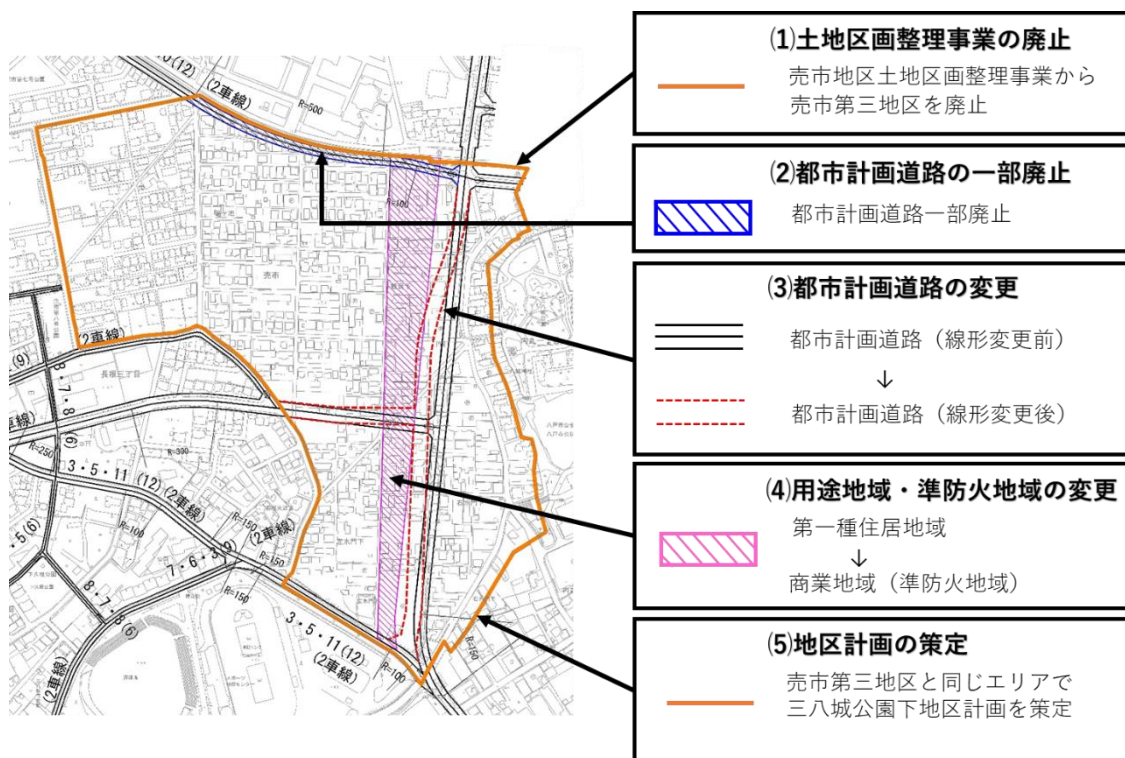
地区整備計画図（案）について

令和6年度に実施した説明会やアンケート調査、関係機関の意見を反映し、以下に示す地区整備計画図（案）をとりまとめました。令和7年4月以降に予定している都市計画変更で地区計画に位置付けます。なお、地区計画は区画整理とは異なるため、地区名を「売市第三地区」から「三八城公園下地区」へ変更する予定としています。



都市計画変更について

令和7年度は「地区整備計画図（案）」にてお示した整備内容や関連事項を都市計画に位置付けるため、都市計画変更手続きに入ります。



今後のスケジュールについて

市では令和7年度に都市計画変更について、市民全体を対象とした縦覧や説明会開催、都市計画審議会開催など各種の都市計画変更手続きの実施を予定しています。この手続きについては、所有者様へ資料を郵送するなどの個別案内はせず、広報はちのへ等でのお知らせとなります。

都市計画道路や生活道路の整備事業につきましては、早期の着手を目指して参りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

	R7年度	R8年度	R9年度以降
都市計画変更手続き	都市計画変更手続き →		
都市計画変更(決定)		都市計画変更(決定) 令和8年3月頃	
生活道路整備事業		事業着手予定 →	
都市計画道路事業			事業着手予定 →

八戸市 都市整備部 都市政策課

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-9128（直通）

